

消食表第 358 号  
消表対第 758 号  
令和 5 年 7 月 3 日

関係団体各位

消費者庁食品表示企画課長  
( 公 印 省 略 )  
消費者庁表示対策課長  
( 公 印 省 略 )

機能性表示食品に係る届出資料の再検証等について (依頼)

食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) 第 2 条第 1 項第 10 号に規定されている機能性表示食品は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うものとして、消費者庁長官に届け出られたものである。

今般、不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号。以下「景表法」という。) に基づく措置命令において、機能性表示食品として消費者庁に届出・公表された食品について、その機能性に係る科学的根拠に関する資料も含め、その表示に対応する合理的な根拠として認められないとの判断がなされた。

事業者団体においては、機能性表示食品は、特定保健用食品と異なり、表示される機能について国が個別に許可しているものではなく、表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性を欠くと認められる場合には、その表示は景表法等に基づく虚偽誇大表示や食品表示法に基づく食品表示基準違反に当たるおそれがあることを改めて御認識の上、会員企業等に対して、下記事項について周知するとともに、これまで以上に自主的な取組の推進をお願いしたい。

## 記

1. 届出した食品の安全性や機能性に関する科学的根拠を改めて再検証すること。
2. 届出資料の作成・提出においては、最新の「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン (平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号)」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集 (平成 29 年 9 月 29 日付け消食表第 463 号)」並びに「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制 (事後チェック) の透明性の確保等に関する指針 (令和 2 年 3 月 24 日付け消表対第 518 号・消食表第 81 号)」等に基づき、適切に行うこと。